

新旧対照表

《 Apple Pay モバイルペイメント規定 (VISA ブランド会員様用) 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>前文</p> <p>■□■ 必ずお読みください ■□■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>VISA ブランド会員様につきましては、店頭での「QUICPay (クイックペイ) 支払い」にのみご利用いただけます。</del></li> <li>・ <del>特定加盟店 (セブンイレブン、イトーヨーカドー) でご利用いただいた場合に、提供されるポイント・割引などの優遇サービスが受けられません。</del></li> </ul> <p>・店舗でご利用の場合は「QUICPay (クイックペイ)」で支払い旨を店員へお伝えください。</p> <p>詳細は以下の <del>Apple Pay モバイルペイメント規定</del> をよくお読みください。</p>	<p>前文</p> <p>■□■ 必ずお読みください ■□■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本規定に基づくサービスをご利用の場合は、ポイント・割引などの優遇サービスを受けることはできません。</u></li> <li>・ <u>VISA ブランド会員様につきましては、店頭での「QUICPay (クイックペイ) 支払い」にのみご利用いただけます。</u></li> </ul> <p>・店舗でご利用の場合は「QUICPay (クイックペイ)」で<u>お支払</u>の旨、店員へお伝えください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本規定に基づくサービスのご利用に関する詳細は、以下の各条項に記載の内容をよくお読みください。</u></li> <li>・ <u>本規定は、株式会社セブン・カードサービス (以下「当社」という。) の WEB サイト (URL: <a href="https://www.7card.co.jp/">https://www.7card.co.jp/</a>) においても公表しており、当該サイトからダウンロードいただけます。本規定に基づくサービスを申し込まれる会員の方または利用者の方は、当社の WEB サイトもご参照ください。※ご利用方法等についての説明もございます。</u></li> </ul>	<p>【改定】</p> <p>書きぶりの変更及び並び替え</p>
<p><del>本規定は、当社の WEB サイト (URL: <a href="https://www.7card.co.jp/">https://www.7card.co.jp/</a>) においても公表しており、当該サイトからダウンロードすることが可能です。本サービスを申し込まれる会員の方、および利用者の方は、当社の WEB サイトもご参照ください。※ご利用方法等についての説明もございます。</del></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的等)</p> <p>2.本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、本サービスの提供を受けた場合でも、会員が <u>本件モバイル端末</u> を用いずにカード決済を行う場合については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとし、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的等)</p> <p>2.本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、本サービスの提供を受けた場合でも、会員が <u>トークン番号</u> を用いずにカード決済を行う場合については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとし、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。</p>	<p>【改定】</p> <p>頭書へ移動</p> <p>【改定】</p> <p>システム設定変更に伴う修正</p>

<p>第2条（用語の定義）</p> <p>本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。</p> <p>(3) 「Apple Pay」とは、Apple社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple社約款」という。）に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を、非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(4) 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple社が利用者に提供するApple Payのためのアプリケーションをいいます。</p> <p>(5) 「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いてカード決済を行った場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したVISAブランドカードをいいます。</p> <p>(6) 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。</p> <p>(7) 「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合のみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてカード決済を行う場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。</p> <p>(8) 「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が単独または提携するカード発行会社と共に運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。</p> <p>(9) 「QUICPay加盟店」とは、QUICPayを決済方法として選択できる加盟店をいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。</p> <p>(3) 「Apple Pay」とは、Apple社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple社約款」という。）に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を、非接触式決済を行うためのデバイスとして用いること<u>やAppleID紐付け(第10条の2で定義するものをいう。以下同じ。)</u>ができるサービスをいいます。</p> <p><u>(4) 「AppleID」とは、利用者がApple社の提供するサービスを利用する際に使用するアカウントをいいます。</u></p> <p>(5) 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple社が利用者に提供するApple Payのためのアプリケーションをいいます。</p> <p>(6) 「指定カード」とは、利用者がApple Payを用いてカード決済を行った場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したVISAブランドカードをいいます。</p> <p>(7) 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。</p> <p>(8) 「トークン番号」とは、利用者がApple Payを使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合のみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてカード決済を行う場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。<u>ただし、利用者がAppleID紐付けを行った場合、利用者が本件モバイル端末とは異なる端末を用いてAppleIDを利用した決済を行う場合にも同一のトークン番号が使用されます。</u></p> <p>(9) 「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が単独または提携するカード発行会社と共に運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。</p> <p>(10) 「QUICPay加盟店」とは、QUICPayを決済方法として選択できる加盟店をいいます。</p>	<p>【改定】</p> <p>システム設定変更に伴う修正</p>
--	--	----------------------------------

<p>す。 (10)「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。</p>	<p>す。 (11)「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。</p>	
<p>第 6 条（本件モバイル端末・パスコード等の管理） 2.利用者は、<u>本契約の有効期間中</u>、本件モバイル端末を第三者（指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これらに限られない。）に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。本契約の有効期間中に利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に第 16 条第 2 項に従い本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。</p>	<p>第 6 条（本件モバイル端末・パスコード等の管理） 2.利用者は、<u>本件アプリケーションに指定カードが登録されている間</u>、本件モバイル端末を第三者（指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これらに限られない。）に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。本契約の有効期間中に利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に第 16 条第 2 項に従い本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。</p>	<p>【改定】 システム設定変更に伴う修正</p>
<p>第 2 章 個人情報の取扱い 第 7 条（個人情報の収集、保有、利用） <del>（個人情報の収集、保有、利用）</del></p>	<p>第 2 章 個人情報の取扱い 第 7 条（個人情報の収集、保有、利用）</p>	<p>【改定】 誤記の修正</p>
<p>第 10 条（ショッピング利用） 4.前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスを利用することができる場合があります。</p>	<p>第 10 条（ショッピング利用） 4.前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスを利用することができる場合があります。<u>この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後当該取引が成立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、当社または JCB に対する支払義務を負うものとします。</u></p>	<p>【改定】 システム設定変更に伴う修正</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 10 条の 2（AppleID 紐付け）</u> 1.利用者は、<u>第 1 条第 1 項 および前条各項にかかわらず、Apple 社所定の方法により、AppleID を利用した場合の支払方法として、Apple Pay を指定すること（以下「AppleID 紐付け」という。）ができます。利用者が AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否か</u></p>	<p>【改定】 システム設定変更に伴う修正</p>

	<p><u>にかかわらず、利用者は本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第 5 項および第 6 項が準用されます。</u></p> <p><u>2.AppleID 紐付けを行った利用者が AppleID を利用して決済を行う場合の認証方法は、前条にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、AppleID を利用する場合の認証方法となります。AppleID 紐付けを行った利用者は、AppleID のパスワード等を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって設定および管理するものとします。本条に基づき本サービスが利用された場合、その利用は利用者本人によるものと推定します。</u></p> <p><u>3.利用者が AppleID 紐付けを行った場合、その後利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消しても、それに加えて、利用者が Apple 社所定の方法により、自己の責任で AppleID 紐付けを解除しない限り、引き続き、前二項が有効に適用されます。また、利用者が Apple 社所定の方法による AppleID 紐付けの解除を行わないうちに本条第 1 項に基づく決済が行われた場合、利用者が第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、当社または JCB に対する支払義務を負うものとします。</u></p>	
<p>第 11 条（支払区分）</p> <p>1.<del>前条第 1 項①および②の加盟店においては、</del>会員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払区分はショッピング 1 回払いのみとなります。ただし、利用者は、当社が認めた場合、会員規約第 21 条第 2 項（ショッピング利用代金の支払区分）の定めに従い、ショッピングリボ払い、またはショッピング分割払いに指定することができます。</p> <p>2.<del>前条第 1 項③および④の加盟店においては、</del>会員規約第 22 条第 1 項（ショッピング利用代金の支払区分）および第 16 条第 5 項（利用可能な金額）が適用されます。</p>	<p>第 11 条（支払区分）</p> <p>1.<u>第 10 条第 1 項①および②の加盟店においては、</u>会員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払区分はショッピング 1 回払いのみとなります。ただし、利用者は、当社が認めた場合、会員規約第 21 条第 2 項（ショッピング利用代金の支払区分）の定めに従い、ショッピングリボ払い、またはショッピング分割払いに指定することができます。</p> <p>2.<u>第 10 条第 1 項③および④の加盟店においては、</u>会員規約第 22 条第 1 項（ショッピング利用代金の支払区分）および第 16 条第 5 項（利用可能な金額）が適用されます。</p>	<p>【改定】 条数の変更</p>
<p>第 4 章 その他</p> <p>第 13 条（本件モバイル端末の紛失、盗難）</p> <p>1.<del>本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。この場合、会員規約第 37 条第 2 項（カードの紛失、盗難による責任の区分）の適用はありません。</del></p> <p>2.<del>利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気</del></p>	<p>第 4 章 その他</p> <p>第 13 条（本件モバイル端末の紛失、盗難）</p> <p>1. <u>利用者は本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、次の①および②の双方の措置をとるものとします。</u> <u>なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛</u></p>	<p>【改定】 明確化のため</p>

~~付いた場合には、直ちに、次の①および②の措置をとるものとします。~~

- ①当社に対する届出
- ②Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施

<新設>

失・盗難等の発生の際に②の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。

- ①当社または JCB に対する届出
  - ②Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施
2. 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。
3. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社に当社または JCB 所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、利用者に対して当社が通知を受けた日の 60 日前以降の本サービスの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
- (1) 利用者が第 6 条第 1 項から第 4 項のいずれかに違反したとき
  - (2) 利用者が本条第 1 項に違反したとき
  - (3) 利用者の家族、親族、同居人等、利用者の関係者が本サービスを利用したとき（これらの関係者が本サービスを利用したことについて、利用者に故意または過失があるか否かを問いません。）
  - (4) 利用者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき
  - (5) 紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
  - (6) 利用者が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき
  - (7) 本サービスの利用の際、本パスワードまたは第 6 条第 4 項に定める生体認証機能が使用されたとき（ただし、本パスワードの管理について利用者に故意または過失がない場合を除く。）
  - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき
  - (9) その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき
4. 当社または JCB は、社会の状況、モバイル端末、IT 技術、IT サービス等の環境の変化、当社または JCB の営業上の理由その他の事情により、前項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、当社または

	<p>JCB は、当該改定の効力が生じる日を定め たうえで、第 20 条に定める方法で改定につ き周知します。</p>	
--	---	--